

文化的景観から見た立山砂防について

杉尾伸太郎氏

日本イコモス国内委員会 副委員長

イコモス文化的景観国際学術委員会 副委員長

(株)プレック研究所 代表取締役社長



私が立山に始めて登ったのは1955年の8月であったと思う。高岡にあった叔母のところ逗留し、そこを拠点に粟巣野から称名の滝、八郎坂を登って日帰りのため弥陀ヶ原で引き返した。次に登ったのは3年後、大学の林学科での実習であった。その時は立山砂防が主たる見学場所であったから軌道と資材運搬用の索道に便乗させてもらい、温泉に足だけつかってザラ峠から一ノ越へ出たように思う。その後何度か室堂までは来る機会に恵まれている。

さて、私が所属する国際学術委員会のテーマ文化的景観についてまず説明しておきたい。その定義は次の通りである。一般的な意味はさておき、世界遺産を目的とすれば、このようになっている。

文化的景観 (Cultural Landscapes)

特殊な資産に係る世界遺産一覧表への登録に関する指針より

6 定義

文化的景観は文化的資産であって、「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約の中で、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化を辿ってきたのかを例示するものである。

その上、選定についても述べられていて

7. その選定は、顕著な普遍的価値及び地区文化的地域の代表性に基き、また、基本的且つ特徴的文化的要素をあらわす能力を考慮して行うべきである。

さらに

8. 「文化的景観」という用語は、人類と自然環境との間の多用な相互作用のかたちを包含するものである。

なぜ、文化的景観を保護するかについては、

9 . 文化的景観は、成立環境における自然環境の性質や制約を考慮した持続可能な土地利用の特定の技術を反映したものであったり、自然に対する特定の精神的関係を反映したものであることがしばしばある。文化的景観の保護は持続可能な土地利用の現代技術に資するものであり、景観中の自然的価値の維持、向上につながる。伝統的な土地利用のかたちが存在しつづけることが、世界の多くの地域における生物学的多様性を支えている。

したがって、伝統的な文化的景観を保護することは生物学的多様性の維持においても有用であるといえる。

10 . 文化的景観は3つのカテゴリーに大別される。すなわち、

(i) 最も特定しやすいのは、境界の明確な人間によって意図的に設計され創り出された景観である。しばしば宗教建造物や巨大な建築物等といっしょに、審美的理由により建設される庭園や公園の景観がこれに含まれる。

(ii) 2つ目のカテゴリーは、有機的な進化による景観である。もともと、社会的事由、経済的事由、行政的自由及び/又は宗教的な自由により生まれた景観が、自然環境との関わりのなかで現在のかたちが形成されたもの。そのような景観は、その進化の過程を、その形態や構成要素の中に反映している。これらは、さらに2つのサブカテゴリーにわけられる。

- 残存景観は、過去のある時点において、突然又はある期間にわたって、進化のプロセスが停止したもの。しかし、その重要な特徴的要素が、物質的な形態のなかに依然として見てとれる。

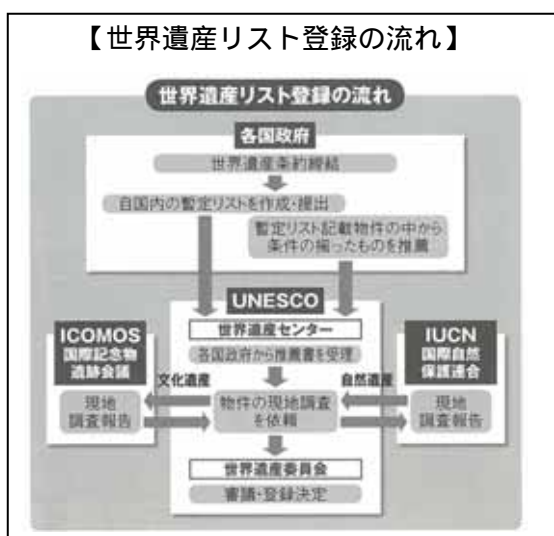
- 継続景観は、伝統的な生活様式と密接に結びついた現代社会において、生きた社会的役割を保持しており、いまだ進化のプロセスが進行しているものである。同時に、これまでの進化を示す重要な物証となるものである。

(iii) 最後のカテゴリーは、関連性による文化的景観である。このような景観を世界遺産一覧表に登録することが正当化されるのは、自然的要素が強力に宗教的、芸術的、又は文化的な関連性を有する場合であり、文化的な価値を証明する物証は重要ではないばかりか存在しないこともあり得る。

6～10 は文化庁の仮訳による

その他は省略するが、大切な事に文化的価値にも自然的価値にも十分な保存管理がなされ、地域社会との協力によって登録推薦作業が行われると共に、十分な配慮が必要とされるのである。

さて、文化的景観国際学術委員会の世界遺産登録に対する役割は



図のようにまず条約の批准をすませた国から、登録しようとする遺産の暫定リストを作成しユネスコの世界遺産センターに提出し、その中で条件の整ったものについて各国は世界遺産センターに推薦する。世界遺産センターは IUCN（国際自然保護連合）、ICOMOS などの NGO 機関にそれぞれ専門分野に分けて物件の現地視察やデスクワークを依頼し、それらをセンターでまとめた後、世界遺産委員会会議に提出し、審議され登録が決定する。その時機上調査を受け持つと、現場を知らないため必要以上に厳しく評価する事もあり得る事を考えておかねばならない。したがって多くの専門家に現地を見て理解しておいてもらうことが肝要となろう。

文化的景観国際学術委員会（略称イコモス・イフラ委員会）は最初は歴史的庭園、次いで歴史的庭園・文化的景観、2006 年 10 月イタリアのマッジョーレ湖ベルバニアの会議で文化的景観国際学術委員会という名称と変遷した 28 分野の学術委員会の一つである。

歴史的背景

1992 年 アメリカ サンタフェにおける第 16 回世界遺産会議で、文化的景観の概念の導入が決定し、あわせて ICOMOS と IUCN の提携、各国における文化的景観に関する暫定リストの作成や世界遺産条約履行のための作業指針の追加、国際専門家会議における文化的景観の分類、評価などをテーマ別に研究することが取り上げられた。その後、遺産としての運河に関する専門家会議や、道、棚田などの専門家会議が開催されると共に、1994 年の奈良におけるオーセンティシティ（真実性）についての専門家会議のように各分野に跨る懸案事項の解決も図られてきた。また、2001 年和歌山において信仰の山の文化劇景観に関する専門家会議も開催されたし、2006 年、2009 年には浄土庭園についても開催されてきた。

イコモス・イフラ委員会の成立

IFLA / イフラ (International Federation of Landscape Architects) もユネスコ傘下の団体として 1949 年に正式に発足し、1954 年には日本も加入した。

1958 年にはベルギーのルネ・ペシェールが景観・歴史的庭園及び遺跡の研究会を立ち上げた。

1964 年、ヴェネチア憲章の成立により ICOMOS / イコモスが 1965 年から活動するので、IFLA の方が歴史は古い。

フィレンツェ憲章

1972 年 11 月には世界遺産条約が採択されたが、その目的のために設置された世界遺産委員会は、ICOMOS、IUCN などが世界遺産登録リストへの推薦や、削除に関する検討、審査を行うなどの協力により進められることとなり、作業指針も作成された。更にイフラ (国際造園家連盟) のベルギー代表であった、ルネ・ペシェールの尽力により、ヴェネツィア憲章を補完する「フィレンツェ憲章」が、イコモス及びイフラによる 1978 年に制定された歴史的庭園国際委員会の会議で、1981 年 5 月決定した。その特色は建造物と植物の複合物である歴史的庭園の特色を保存するものである。いわば“生きている記念物”であるため、ヴェネツィア憲章だけでは不十分だったのである。それまでは景観に内在する文化的価値に対して、ともすれば十分な配慮が行われていなかったのであったが、この時点で全ての造園家は庭園の芸術的特性が景観の中に見出させる文化的条件の一領域に過ぎず、周辺環境を含む文化的景観が重要なことであることを明らかに認識することとなったのである。

日本における文化的景観としては

2004 年に文化財保護法により文化的景観が我が国における文化財の新しい分野として確立された。

文化財保護法において文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものとしている。

この文脈から白岩堰堤砂防施設が国の重要文化財として指定を受けたことは、この文化財を中心に立山のカルデラ全体の砂防施設については、今までの農林水産業に係る景観や、集落景観から、さらに 1 歩進んだ防災景観とでもいうべき景観が文化的景観として位置づけられ、世界遺産への道を歩む事について妥当なことといえよう。